

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所 FAX	状態	変更年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3770500274	訪問介護	河田介護センター	7680012	香川県観音寺市 植田町50-1	0875-25- 2918	0875-23- 2002	廃止	2018/12/31	株式会社 河田タクシー	香川県観音寺市 植田町50-1	河田 圭一 郎	代表取締役
3771500554	訪問介護	綾南交通 ハートセンター	7612308	香川県綾歌郡綾川町 羽床下2312-1	087-876- 1120	087-876- 1585	廃止	2019/1/1	有限会社 綾南交通	香川県綾歌郡綾川町 滝宮548番地6	村瀬 朋子	代表取締役